

○独立行政法人国立科学博物館職員給与規程

平成13年4月1日
館長裁定

最終改正
令和7年3月31日
館長裁定

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 俸給（第11条—第18条）
- 第3章 諸手当（第19条—第30条）
- 第4章 給与の特例（第31条—第36条）
- 第5章 雑則（第37条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第29条の規程に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、俸給とする。
- 二 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当及び管理職特別勤務手当とする。ただし、第18条に規定する暫定再雇用職員に支給する諸手当は、独立行政法人国立科学博物館暫定再雇用職員の就業に関する規程に定めるところによる。

（給与の支給日）

第3条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給及び管理職特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。また、支給定日が休日に当たるときは18日に支給する。

2 通勤手当は、別に定める支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。

3 期末手当、勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第5条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立科学博物館に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前各項の規定は、第20条に規定する管理職手当、第21条に規定する地域手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第3条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき。

二 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があつたときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

一 本人又はその収入によつて生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。

二 本人又はその収入によつて生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

三 本人又はその収入によつて生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。

四 その他特に必要があると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第25条、第26条、第36条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、管理職手当、これらに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の1箇月の平均所定勤務時間は、当該年の総日数から当該年の年間所定休日日数を減じたものに1日の所定勤務時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額

に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、第25条及び第26条の規定による率を乗じた場合においては、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(給与の決定)

第11条 職員の受ける俸給は、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 一般職俸給表 (別表第1)

二 技能・労務職俸給表 (別表第2)

三 研究職俸給表 (別表第3)

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第12条 新たに採用される者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の俸給及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるものとする。

(降格)

第14条 職員就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当する場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

一 55歳（技能・労務職俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員特に良好である場合

二 一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの特に良好である場合

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
（暫定再雇用職員）

第18条 職員就業規則第23条の規定により暫定再雇用された職員の給与は、独立行政法人国立科学博物館暫定再雇用職員の就業に関する規程に定めるところによる。

第3章 諸手当

（扶養手当）

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（管理職手当）

第20条 管理職手当は、別表第4に掲げる職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額、別表第4に掲げる職員の区分に応じて、管理職手当額欄に定める額とする。
- 3 管理職手当には、勤務が午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（地域手当）

第21条 地域手当は、別表第5に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第5の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別表第5に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として館長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第5に掲げる地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改訂後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他館長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、館長が別に定める。
 - 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員、他の独立行政法人の職員、国立大学法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）が引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採

用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するために住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 第24条第1項又は3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（国等から貸与される宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に定める職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円以上の家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、

自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、館長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して館長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額。

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者及び給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員

で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（館長が別に定める通勤手当にあつては、館長が別に定める期間）に係る最初の月の館長が別に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の館長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して館長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として館長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当については、一箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第24条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を

支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(超過勤務手当)

第25条 超過勤務手当は、勤務時間規程第3条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（次条に規定する休日に勤務することを命ぜられた職員を除く。）に支給する。超過勤務手当の額は、所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。ただし、一の月の初日から末日までの間における所定の勤務時間を超えて勤務した時間及び勤務時間規程第9条に規定する休日に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた所定の勤務時間を超えて勤務した時間に対しては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定は第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。
- 3 暫定再雇用短時間勤務職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

(休日給)

第26条 勤務時間規程第12条の規定により同規程第9条に規定する休日（同規程第11条の規定により代休を与えられる場合を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規程第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間の休日に勤務した全時間及び所定の勤務時間を超えて勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 2 前項の規定は第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

第27条 削 除

第28条 削 除

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第3項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手

当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあっては、俸給及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（別表第7に定める職員にあっては、その額に俸給に同表の職務の区分に対応する加算率を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額。）を加算した額。以下次条において同じ。）を基礎として、別に定める割合により計算した額（特定幹部職員（一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級の職員で管理職手当の区分がⅠ種又はⅡ種の官職をしめるものをいう。）において同じ。）に、基準日6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（職員就業規則第15条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号又は第8号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。）

ロ 刑事休職者（職員就業規則第15条第1項第2号の規定により休職している職員をいう。以下同じ。）

ハ 専従休職者（職員就業規則第15条第1項第7号の規定により休職している職員をいう。以下同じ。）

ニ 職員就業規則第38条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ホ 職員就業規則第39条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ヘ 職員就業規則第39条の2の規定により自己啓発休業をしている職員

ト 停職者（職員就業規則第46条第3号の規定により停職にされている職員をいう。以下同じ。）

二 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員等となった場合（当該機関において、職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

5 前各項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（別表第7に規定する職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎

額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105.0(特定幹部職員にあつては、100分の125.0)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者(職員就業規則第15条第1項の規定により休職されている職員をいう。)」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

5 前4項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職特別勤務手当)

第31条 第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の独立行政法人国立科学博物館(以下「科学博物館」という。)の運営の必要により独立行政法人国立科学博物館に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第1項に規定された所定勤務時間を超えて勤務した場合は、第25条第2項の規定にかかわらず、当該職員には管理職特別勤務手当を支給する。

2 管理職特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき7,000円(ただし、勤務に従事した時間が6時間を超えるときは、10,500円)とする。

第4章 給与の特例

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規則第15条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところに従い、休業補償又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され職員就業規則第15条第1項第2号により休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号及び第6号により休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、同項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

5 職員就業規則第15条第1項第4号及び第7号による休職の期間については、給与を支給しない。

6 職員が職員就業規則第15条第1項第5号により休職を命ぜられた場合には、その休職

の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

7 前各項に規定するもののほか、休職者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業等職員の給与)

第33条 職員就業規則第38条の規定により育児休業又は育児部分休業（以下「育児休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給することができる。

イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

四 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等職員の給与)

第34条 職員就業規則第39条の規定により介護休業又は介護部分休業（以下「介護休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給することができる。

イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の3分の3以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

四 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(自己啓発休業職員の給与)

第34条の2 職員就業規則第39条の2の規定により自己啓発休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 自己啓発休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 自己啓発休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発休業の期間を大学等における修学のための休業の期間のうち職員としての職務に特に有用であると認められる期間は100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 前項に規定するもののほか、自己啓発休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。
(俸給の半減)

第35条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、別に定める。
(給与の減額)

第36条 職員が勤務しないとき（休日を除く。）は、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
(代休日の給与)

第37条 勤務時間規程第11条の規定により、代休を取得した場合については、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎として計算した当該代休の日の給与を減額する。

第5章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第38条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例を考慮して、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第39条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると館長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(年俸制の適用)

第40条 科学博物館における業務及び研究の推進を図るため、国内外の特に優れた能力をもつ者又は高度に専門的な技能・資格を有する者で期間を定めて雇用される者の給与については、この規程にかかわらず、年俸制等を適用できるものとし、適用の範囲その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 再任用職員（国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）の給与については、再任用しようとする日の少なくとも90日前に給与法適用職員等の例に準じて本規程を改正し定めるものとする。

附 則
(施行期日等)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

- 附 則
- 1 この規程は、平成14年12月1日（以下「施行日」という）から施行する。
 - 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
 - 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
 - 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定められたものでなくてはならない。
 - 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項、職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額
 - 二 継続在職期間について改正後の規程による俸給月額並びに改正後の規程による扶養手当の額により算定される俸給等の額の合計額
 - 6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第22条第2項、第26条第2号の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とし、改正後の別表第8の適用については、同表中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から適用する。
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定められたものでなくてはならない。
- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項、職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号から第2号に定める額の合計額（館長が別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（職員の単身赴任手当に関する細則（平成13年4月1日館長裁定）第4条に規定する額を除く。）の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額とする
 - 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
- 6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の第11条第3項及び第4項の規定を受けている職員に対する改正後の同条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として館長が定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「同項」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用される同項」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定められたものでなくてはならない。
- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項並びに改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（館長が別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員の単身赴任手当に関する細則（平成13年4月1日館長裁定）第4条に規定する額を除く。）の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

- 6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第7項の規定は、平成24年3月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新級及び新号俸は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）及び経過期間に応じて附則別表第3に定める級及び号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額の

ほか、その差額に相当する額（一般職俸給表 6 級以上又は研究職俸給表 5 級である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る職員（以下この項において「特定職員」という。））にあつては、55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 平成 21 年 12 月 1 日改正規程附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員
100 分の 99.1

二 前号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

8 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

9 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成 22 年 3 月 31 日までの間における特例）

10 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 17 条第 2 項	4 号俸	3 号俸（平成 19 年 1 月 1 日においては、「2 号俸」）
	3 号俸	2 号俸（平成 19 年 1 月 1 日においては、「1 号俸」）
第 17 条第 3 項	4 号俸	3 号俸（平成 19 年 1 月 1 日においては、「2 号俸」）
	3 号俸	2 号俸（平成 19 年 1 月 1 日においては、「1 号俸」）
	2 号俸	1 号俸（平成 19 年 1 月 1 日においては、「昇給なし」）
別表第 5	18%	18%を超えない範囲内で別に定める割合
	12%	12%を超えない範囲内で別に定める割合

（地域手当に関する経過措置）

11 改正前の第 11 条の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に係る地域手当の支給及び改正前の第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する第 21 条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 項	別表第 5 に掲げる地域	改正前の別表第 5 に掲げる地域
	当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第 5 に掲げる割合をい	当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る調整手当の支給割合（改正前の別表第 5 に掲げる割合を

	う。以下この項において「異動等 前の支給割合」という。)	いう。以下この項において「異動等 前の支給割合」という。)
--	---------------------------------	----------------------------------

(その他)

- 12 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第3項の規定は平成22年12月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 第20条の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、この規程による改正後の管理職手当額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当額として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の 75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の 50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の 25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員 同日にその者が受けていた管理職手当額（平成21年12月1日において平成21年12月1日改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額）
- 二 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとして前号の規定によるものとした場合の額
- 三 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員 前各号の規定に準じて別に定める額

(その他)

- 4 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第

19条及び別表第1から別表第3までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(その他)

- 2 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成20年10月10日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と

する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第29条第2項及び改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当（第24条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して館長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から24号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技能・労務職俸給表	1 級	1 号俸から68号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで
研究職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで

- 3 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第30条の規定の運用については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。
- 4 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第8項の規定は平成23年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員（一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第35条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び次項において「俸給月額減額基礎額」という。））
 - 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間における当該特定職員の在職区分に応じて別表第8に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に、当該

合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間における当該特定職員の在職区分に応じて別表第8に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額）

五 第32条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第32条第1項 前各号に定める額

ロ 第32条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第32条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第32条第4項及び第6項 第1号から第3号までに定める額に、当該各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第25条、第26条、第36条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

4 附則第2項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同条第2項後段の規定にかかわらず、同条第2項後段の規定により算出した額から、同条に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

5 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第29条第2項及び改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これら

の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、平成18年4月1日改正規程附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）から当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して館長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第24条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から93号俸まで
	2 級	1 号俸から64号俸まで
	3 級	1 号俸から48号俸まで
	4 級	1 号俸から32号俸まで
	5 級	1 号俸から24号俸まで
	6 級	1 号俸から16号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技能・労務職俸給表	1 級	1 号俸から108号俸まで
	2 級	1 号俸から72号俸まで
	3 級	1 号俸から64号俸まで

	4 級	1 号俸から36号俸まで
	5 級	1 号俸から20号俸まで
研究職俸給表	1 級	1 号俸から96号俸まで
	2 級	1 号俸から72号俸まで
	3 級	1 号俸から40号俸まで
	4 級	1 号俸から24号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して館長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 6 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第30条の規定の運用については、第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第17条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 9 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 10 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(特例期間における給与の支給)
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）、第11条第2項各号に掲げる俸給の適用を受ける職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級	割 合
一般職俸給表	2 級以下	100分の4.77
	3 級から 6 級まで	100分の7.77
	7 級以上	100分の9.77
技能・労務職俸給表	3 級以下	100分の4.77
	4 級以上	100分の7.77
研究職俸給表	2 級以下	100分の4.77
	3 級及び 4 級	100分の7.77
	5 級	100分の9.77

- 3 特例期間において、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - 三 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 特例期間において、第8条に掲げる勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及び地域手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間において、第21条に掲げる地域手当は、当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
(平成24年6月期の期末手当における較差相当分の調整)
- 6 平成23年4月から平成24年2月までの間に支給された給与及び平成23年6月及び12月に支給された期末手当にかかる較差相当分については、平成24年6月期の期末手当において次の各号に掲げる額を減ずる。

- 一 平成23年4月の月額給与額に100分の0.37を乗じて得た額に11月分を乗じて得た額
 - 二 平成23年6月及び12月に支給された期末手当額に100分の0.37を乗じて得た額
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 7 平成24年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 平成24年4月1日において30歳以上36歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成24年4月1日において30歳に満たない職員（同日において職務の級における最高の号俸及び最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。
(地域手当に関する経過措置)
- 8 筑波地区への移転に伴い第21条第3項の適用を受けることとなる職員の同条中の「異動の日」については、独立行政法人国立科学博物館組織規程（平成24年3月29日改正）の施行日とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成25年4月1日において37歳以上39歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 平成26年4月1日において38歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成26年4月1日において38歳以上40歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 三 平成25年4月1日において40歳以上45歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の第30条の規定は、平成26年12月1日から適用する。また、改正後の附則第2項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(平成27年1月1日における昇給の特例)
- 2 平成27年1月1日における第17条各項の規定による昇給の号俸数は、第17条各項に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、零）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る職員（以下この項において「特定職員」とい

う。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(55歳に達した特定職員に関する読替え)

- 5 55歳に達した職員の給与に関する附則(平成22年12月1日施行。)第2項の規定の適用については、同項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する読替え)

- 2 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とあるのは「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とする。

(55歳に達した特定職員に関する読替え)

- 3 平成27年6月に55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則(平成22年12月1日施行。)第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975(特定幹部職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定幹部職員にあっては100分の85)を乗じて得た額)」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.125(特定幹部職員にあっては、100分の1.425)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75(特定幹部職員にあっては100分の95)を乗じて得た額)」とする。

- 4 平成27年12月に55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則(平成22年12月1日施行。)第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975(特定幹部職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定幹部職員にあっては100分の85)を乗じて得た額)」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.275(特定幹部職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定幹部職員にあっては100分の105)を乗じて得た額)」とする。

(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)

- 5 55歳に達した特定職員に関する附則（平成22年12月1日施行。）に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した職員であつて、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則（平成27年4月1日施行。）第2項の適用を受ける職員（以下「経過措置額支給特定職員」という）に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
- 一 俸給
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 6 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。
- 7 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(55歳に達した特定職員に関する読替え)
- 2 55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則（平成22年12月1日施行。）第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあつては100分の85）を乗じて得た額）」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定幹部職員にあつては100分の100）を乗じて得た額）」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」とあるのは「100分の80（特定

幹部職員にあっては、100分の100) 」とする。

(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)

- 3 55歳に達した特定職員に関する附則（平成22年12月1日施行。）に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則（平成27年4月1日施行。）第2項の適用を受ける職員（以下「経過措置額支給特定職員」という）に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
- 一 俸給
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。
- 5 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成32年3月31日までの間における改正後の第19条第3項で定める支給額は、次の表のとおりとする。

扶養親族		平成29年度	平成30年度	平成31年度
第2項第1号 に該当する配偶者	下記以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
	一般職8級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職9級以上職員	10,000円	6,500円	3,500円
第2項第2号に該当する子		8,000円	10,000円	10,000円

第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する者	下記以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円
	一般職8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	一般職9級以上職員	6,500円	6,500円	3,500円

職員に配偶者がいない場合の扶養親族（子1人のみ） 10,000円 上記の子の額

職員に配偶者及び扶養親族となる子がいない場合の扶養親族（父母等1人のみ） 9,000円 上記の父母等の額

3 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則 (施行期日)

- この規程は、平成30年1月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(勤勉手当に関する読替え)
- 平成29年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とする。
(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)
- 55歳に達した特定職員に関する附則（平成22年12月1日施行。）に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則（平成27年4月1日施行。）第2項の適用を受ける職員（以下「経過措置額支給特定職員」という）に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - 俸給
 - 地域手当
 - 超過勤務手当
 - 休日給
 - 期末手当
 - 勤勉手当
- 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額され

るべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

5 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成30年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とあるのは「100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成31年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」とあるのは「100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)

- 2 施行日の前日において改正前の第22条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第22条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内の額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- 一 改正後の第22条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から改正後の第22条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の例に準じて取り扱う。

附 則
（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
（勤勉手当に関する読替え）
- 2 令和4年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」とあるのは「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とする。

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（定年の引き上げに伴う経過措置）
- 2 当分の間、職員（研究員を除く。）の俸給月額は、当該職員が60歳（技能・労務職俸給表の適用を受ける職員にあつては63歳）に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、職員就業規則第12条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任の特例（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任の特例」という。）により引き続き同一の管理監督職を占める職員には適用しない。
- 4 職員就業規則第12条の2に規定する他の職への降任（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任」という。）をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特

定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

5 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、前項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員に適用される職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額」とする。

6 管理監督職勤務上限年齢による降任の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢による降任をされた場合は、異動日に附則第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第5項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第5項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

7 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第3項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額との差額」とする。

（勤勉手当に関する読替え）

8 令和5年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」とあるのは「100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）」とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第18条及び第25条第3項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年12月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(勤勉手当に関する読替え)
- 2 令和6年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、
「100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは「100分の
102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第3
までの俸給表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務
の級が附則別表第1に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（以
下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同
日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第1
に定める号俸とする。
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号俸については、その者が切替日
において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必
要な調整を行うことができる。
(扶養手当に関する経過措置)
- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第19条の規定の適用につい
ては、同条第1項ただし書き中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第
6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職
務の級が8級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5
級であるものに対しては」と、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五
重度心身障害者 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を
含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあ
るのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)
- 5 第23条第4項及び第24条第3項の規定は、令和7年4月1日前に新たに職員となった
者にも適用する。

別表第 1

一般職俸給表

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				

57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								

117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

別表第 2

技能・労務職俸給表

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900

57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		

117		273, 100	309, 300		
118		273, 400	309, 600		
119		273, 700	309, 900		
120		273, 900	310, 100		
121		274, 100	310, 300		
122		274, 300	310, 600		
123		274, 600	310, 900		
124		274, 900	311, 100		
125		275, 100	311, 300		
126		275, 300	311, 600		
127		275, 600	311, 900		
128		275, 900	312, 100		
129		276, 100	312, 300		
130		276, 300			
131		276, 600			
132		276, 900			
133		277, 100			
134		277, 300			
135		277, 600			
136		277, 900			
137		278, 100			

別表第 3

研究職俸給表

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
15	208,600	265,100	349,900	395,900	
16	210,400	267,300	350,900	397,400	
17	212,100	269,500	352,000	398,900	
18	213,900	271,900	353,300	400,500	
19	215,700	274,300	354,500	402,100	
20	217,500	276,700	355,700	403,800	
21	219,300	279,000	356,900	405,000	
22	221,100	281,100	358,000	406,400	
23	222,800	283,200	359,100	407,800	
24	224,500	285,200	360,200	409,100	
25	226,200	287,200	361,300	410,400	
26	228,300	289,100	362,300	411,700	
27	230,200	291,000	363,300	413,200	
28	232,100	292,900	364,300	414,700	
29	234,000	294,800	365,200	415,900	
30	235,100	296,300	366,100	417,100	
31	236,200	297,800	366,900	418,700	
32	237,300	299,300	367,700	420,200	
33	238,700	300,800	368,400	421,500	
34	240,200	302,300	369,200	422,900	
35	241,700	303,800	370,000	424,300	
36	243,200	305,200	370,800	425,700	
37	244,700	306,600	371,600	427,100	
38	246,300	307,500	372,400	428,500	
39	247,900	308,400	373,200	429,900	
40	249,500	309,300	374,000	431,300	
41	251,100	310,100	374,800	432,400	
42	252,600	310,600	376,100	433,700	
43	254,100	311,100	377,400	435,100	
44	255,600	311,600	378,600	436,400	
45	257,100	312,100	379,300	437,200	
46	258,400	312,600	380,300	438,000	
47	259,600	313,100	381,100	438,900	
48	260,800	313,600	381,800	439,800	
49	262,000	314,000	382,500	440,600	
50	263,100	314,500	383,200	441,400	
51	264,200	315,000	383,900	442,000	
52	265,300	315,500	384,600	442,800	
53	266,400	315,900	385,200	443,200	
54	267,500	316,400	385,900	443,800	
55	268,500	316,800	386,700	444,300	
56	269,500	317,200	387,500	444,800	

57	270,500	317,600	388,100	445,300	
58	271,200	318,000	388,900		
59	271,800	318,400	389,600		
60	272,400	318,800	390,300		
61	273,000	319,200	390,900		
62	273,600	319,800	391,600		
63	274,200	320,400	392,300		
64	274,800	321,000	393,000		
65	275,400	321,500	393,700		
66	276,000	322,100	394,300		
67	276,600	322,700	394,900		
68	277,200	323,300	395,600		
69	277,800	323,800	396,300		
70	278,500	324,400	396,800		
71	279,200	325,000	397,400		
72	279,900	325,600	398,000		
73	280,500	326,100	398,500		
74	281,200	326,800	399,100		
75	281,900	327,500	399,700		
76	282,600	328,200	400,200		
77	283,200	328,900	400,700		
78	283,900	329,600	401,200		
79	284,600	330,300	401,700		
80	285,200	331,000	402,400		
81	285,800	331,700	402,800		
82	286,500	332,500			
83	287,200	333,200			
84	287,800	333,800			
85	288,400	334,300			
86	289,100	334,800			
87	289,800	335,200			
88	290,400	335,600			
89	291,000	335,900			
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			
112	302,000	346,100			
113	302,300	346,600			
114	302,600	347,000			
115	302,900	347,400			
116	303,200	347,800			

117	303,500	348,300			
118	303,800	348,700			
119	304,000	349,100			
120	304,300	349,500			
121	304,600	349,900			

別表第4（第20条関係）

①一般職俸給表関係

区分	職 名	職務の級	管理職手当額
I 種	次長	8 級	117,100円
II 種	経営管理部長	8 級	94,000円
	展示部長	7 級	88,500円
	学習支援部長		
	科学系博物館イノベーションセンター長		
III 種	総務課長	6 級	72,700円
	財務課長	5 級	69,400円
	研究推進・管理課長		
	情報化推進室長		
	参与		
	常設展示・巡回展示課長		
	企画展示課長		
	学習課長		
	広報・連携課長		
	マーケティング・コンテンツグループ長		
IV 種	施設整備主幹	6 級	62,300円
	附属自然教育園事務長	5 級	59,500円

②研究職俸給表関係

区分	職 名	職務の級	管理職手当額
I 種	研究調整役	5 級	129,300円
II 種	動物研究部長	5 級	103,400円
	植物研究部長		
	生命史研究部長		
	理学研究部長		
	筑波実験植物園長		
	附属自然教育園長		
	産業技術史資料情報センター長		
III 種	コレクションディレクター		
	グループ長（別に定める場合にあつてはIV種にて別に定める額）、	5 級	90,500円
	副コレクションディレクター	4 級	78,400円
	産業技術史資料情報センター副センター長	4 級	78,400円
		3 級	71,100円
IV 種	研究主幹（別に定める場合にあつてはIII種にて別に定める額）	5 級	77,600円
		4 級	67,200円
		3 級	60,900円

別表第 5（第21条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	23区内	20%
茨城県	つくば市	16%

別表第 6（第29条関係）

① 一般職俸給表関係

職 員 の 区 分	加 算 率
次長、部長（8級以上に限る）	100分の20
部長（7級）、参与、課長、主幹、室長、グループ長、事務長（6級以上に限る）	100分の15
参与、課長、主幹、室長、グループ長、事務長（5級）、副課長、専門員、係長、専門職員（4級以上に限る）	100分の10
係長、専門職員、主任（3級以上に限る）	100分の5

② 技能・労務職俸給表関係

職 員 の 区 分	加 算 率
5級に在級する者	100分の10
4級・3級に在級する者	100分の5

③ 研究職俸給表関係

職 員 の 区 分	加 算 率
研究調整役、部長、園長、センター長、コレクションディレクター	100分の20
グループ長、副コレクションディレクター、副センター長、研究主幹（5級に限る）	100分の15
グループ長、副コレクションディレクター、副センター長、研究主幹、課長、室長（3級以上に限る）	100分の10
研究員、係長、専門職員、主任、係員（2級のうち別に定めるものに限る）	100分の5

別表第 7（第29条関係）

職 員 の 区 分	加 算 率
第20条に規定する管理職手当がⅠ種である者	100分の25
第20条に規定する管理職手当がⅡ種である者	100分の15
第20条に規定する管理職手当がⅢ種である者	100分の10

別表第 8（第29条関係）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

附則(平成18年4月1日改正)別表第1 職務の級の切替表(第2項関係)

俸給表	旧級	新級
一般職	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
技能・労務職	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
研究職	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級

附則(平成18年4月1日改正)別表第2 号俸の切替表(第3項関係)

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満				1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満		1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上		5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満		5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上		9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満		9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上		13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満		13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上		17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満		17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満		20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上		21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満		21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満		22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満		23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満		24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上		25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満		25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満		26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満		27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満		28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上		29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満		29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満		29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満		30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満		30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上		31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満		31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満		31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満		32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満		32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上		33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満		33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満		33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満		33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満		34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上		34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				

24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 技能・労務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
1	3 月未満			1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	7	1	1
	9 月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3 月未満		1	1	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満		2	2	1	10	1	1
	6 月以上 9 月未満		3	3	1	11	1	1
	9 月以上12月未満		4	4	1	12	1	1
	12月以上		5	5	1	13	1	1
3	3 月未満		5	5	1	13	1	1
	3 月以上 6 月未満		6	6	2	14	1	1
	6 月以上 9 月未満		7	7	3	15	1	1
	9 月以上12月未満		8	8	4	16	1	1
	12月以上		9	9	5	17	1	1
4	3 月未満		9	9	5	17	1	1
	3 月以上 6 月未満		10	10	6	18	1	1
	6 月以上 9 月未満		11	11	7	19	1	1
	9 月以上12月未満		12	12	8	20	1	1
	12月以上		13	13	9	21	1	1
5	3 月未満		13	13	9	21	1	1
	3 月以上 6 月未満		14	14	10	22	2	1
	6 月以上 9 月未満		15	15	11	23	3	1
	9 月以上12月未満		16	16	12	24	4	1
	12月以上		17	17	13	25	5	1
6	3 月未満		17	17	13	25	5	1
	3 月以上 6 月未満		18	18	14	26	6	2
	6 月以上 9 月未満		19	19	15	27	7	3
	9 月以上12月未満		20	20	16	28	8	4
	12月以上		21	21	17	29	9	5
7	3 月未満		21	21	17	29	9	5
	3 月以上 6 月未満		22	22	18	30	10	6
	6 月以上 9 月未満		23	23	19	31	11	7
	9 月以上12月未満		24	24	20	32	12	8
	12月以上		25	25	21	33	13	9
8	3 月未満		25	25	21	33	13	9
	3 月以上 6 月未満		26	26	22	34	14	10
	6 月以上 9 月未満		27	27	23	35	15	11
	9 月以上12月未満		28	28	24	36	16	12
	12月以上		29	29	25	37	17	13
9	3 月未満		29	29	25	37	17	13
	3 月以上 6 月未満		30	30	26	38	18	14
	6 月以上 9 月未満		31	31	27	39	19	15
	9 月以上12月未満		32	32	28	40	20	16
	12月以上		33	33	29	41	21	17
10	3 月未満		33	33	29	41	21	17
	3 月以上 6 月未満		34	34	30	42	22	18
	6 月以上 9 月未満		35	35	31	43	23	19
	9 月以上12月未満		36	36	32	44	24	20
	12月以上		37	37	33	45	25	21
11	3 月未満		37	37	33	45	25	21
	3 月以上 6 月未満		38	38	34	46	26	22
	6 月以上 9 月未満		39	39	35	47	27	23
	9 月以上12月未満		40	40	36	48	28	24
	12月以上		41	41	37	49	29	25
	3 月未満		41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未満		42	42	38	50	30	26

12	6 月以上 9 月未満	43	43	39	51	31	27
	9 月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3 月未満	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	55	35	31
	9 月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3 月未満	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	59	39	35
	9 月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3 月未満	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	63	43	39
	9 月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3 月未満	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	67	47	43
	9 月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3 月未満	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	71	51	47
	9 月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3 月未満	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	75	55	51
	9 月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3 月未満	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	66	79	59	55
	9 月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3 月未満	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未満	75	75	68	83	63	59
	9 月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3 月未満	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	87	67	63
	9 月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3 月未満	81	81	73	89	69	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	73	90	70	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	74	91	71	67
	9 月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3 月未満	85	85	75	93	73	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	75	94	74	69
	6 月以上 9 月未満	87	87	76	95	75	69
	9 月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3 月未満	89	89	77	97	77	
	3 月以上 6 月未満	90	90	77	98	78	

24	6 月以上 9 月未満	91	91	78	99	79	
	9 月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3 月未満	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未満	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未満	95	95	80	103	83	
	9 月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3 月未満	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未満	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未満	99	99	83	107	87	
	9 月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3 月未満	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未満	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未満	103	103	86	111	91	
	9 月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3 月未満	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未満	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未満	107	107	88	115		
	9 月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3 月未満	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未満	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未満	111	111	91	119		
	9 月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3 月未満	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未満	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未満	115	115	94	123		
	9 月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3 月未満	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未満	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未満	119	119	96	127		
	9 月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3 月未満	121	121				
	3 月以上 6 月未満	121	122				
	6 月以上 9 月未満	121	123				
	9 月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3 月未満		125				
	3 月以上 6 月未満		126				
	6 月以上 9 月未満		127				
	9 月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

研究職俸給表の適用を受ける職員の新俸率						
旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3 月未満			1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1
	9 月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1	1
	9 月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
4	3 月未満	9	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1	1
	9 月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
5	3 月未満	13	13	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	3	1
	9 月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
6	3 月未満	17	17	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	7	1
	9 月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
7	3 月未満	21	21	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	11	3
	9 月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
8	3 月未満	25	25	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15	7
	9 月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
9	3 月未満	29	29	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19	11
	9 月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
10	3 月未満	33	33	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23	15
	9 月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17
11	3 月未満	37	37	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	27	19
	9 月以上12月未満	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
	3 月未満	41	41	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	30	22

12	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	31	23
	9 月以上12月未滿	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
13	3 月未滿	45	45	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	35	27
	9 月以上12月未滿	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
14	3 月未滿	49	49	45	37	29
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	38	30
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	39	31
	9 月以上12月未滿	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
15	3 月未滿	53	53	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42	34
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43	35
	9 月以上12月未滿	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
16	3 月未滿	57	57	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46	38
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47	39
	9 月以上12月未滿	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
17	3 月未滿	61	61	57	49	41
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	50	42
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	51	43
	9 月以上12月未滿	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	3 月未滿	65	65	61	53	45
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	54	46
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	55	47
	9 月以上12月未滿	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	3 月未滿	69	69	65	57	49
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	58	50
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	59	51
	9 月以上12月未滿	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
20	3 月未滿	73	73	69	61	53
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	62	54
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	63	55
	9 月以上12月未滿	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	3 月未滿	77	77	73	65	57
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	66	58
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	67	59
	9 月以上12月未滿	80	80	76	67	60
	12月以上	81	81	77	69	61
22	3 月未滿	81	81	77	69	61
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	70	62
	6 月以上 9 月未滿	83	83	79	71	63
	9 月以上12月未滿	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65
23	3 月未滿	85	85	81	73	65
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	73	66
	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	73	67
	9 月以上12月未滿	88	88	84	73	68
	12月以上	89	89	85	73	69
	3 月未滿	89	89	85		
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86		

24	6 月以上 9 月未満	91	91	87		
	9 月以上12月未満	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
25	3 月未満	93	93	89		
	3 月以上 6 月未満	94	94	89		
	6 月以上 9 月未満	95	95	89		
	9 月以上12月未満	96	96	89		
	12月以上	97	97	89		
26	3 月未満	97	97			
	3 月以上 6 月未満	98	98			
	6 月以上 9 月未満	99	99			
	9 月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
27	3 月未満	101	101			
	3 月以上 6 月未満	102	102			
	6 月以上 9 月未満	103	103			
	9 月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
28	3 月未満	105	105			
	3 月以上 6 月未満	106	106			
	6 月以上 9 月未満	107	107			
	9 月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			
29	3 月未満	109	109			
	3 月以上 6 月未満	110	110			
	6 月以上 9 月未満	111	111			
	9 月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3 月未満	113				
	3 月以上 6 月未満	114				
	6 月以上 9 月未満	115				
	9 月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
31	3 月未満	117				
	3 月以上 6 月未満	118				
	6 月以上 9 月未満	119				
	9 月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
32	3 月未満	121				
	3 月以上 6 月未満	121				
	6 月以上 9 月未満	121				
	9 月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

附則(平成18年4月1日改正)別表第3

職務の級における最高の号俸を超える旧俸給月額を受けている者の号俸の切替表(第4項関係)

一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間 旧俸給月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	3 月以上 6 月未満	3 月以上 6 月未満	3 月以上 6 月未満
	旧俸給月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	3 月以上 6 月未満	3 月以上 6 月未満	3 月以上 6 月未満
8 級	453, 200	69	70	71	72	73
	453, 200	73	74	75	76	77

附則(令和7年4月1日改正)別表第1 号俸の切替表(第2項関係)

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	

39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							

98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 技能・労務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21

30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	

80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		

130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸	新 号 奉		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6

40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		